

平成 30 年 6 月 22 日

関係各位

株式会社 bitFlyer

### 当社への行政処分に関するお詫びとお知らせ

本日、株式会社 bitFlyer（本社：東京都港区、代表取締役：加納 裕三、以下、「当社」）は、下記のとおり、金融庁より資金決済に関する法律第 63 条の 16 に基づく業務改善命令を受けました。

今回の業務改善命令により多大なるご心配とご迷惑をおかけしたお客様ならびに全ての関係者の皆様に対し、深くお詫び申し上げます。

当社におきまして、一定のお客様に対して実施が義務付けられている本人確認プロセスに関し、運用の不備が認められました。当社では、このような事態が発生した原因調査を行い、速やかに適正な管理体制を構築するための改善プランとして、既存のお客様に対する本人確認状況の再点検を行うことを決定いたしました。

これにより、お客様のご登録情報に万が一不備及び不足が認められた場合には、お客様の本人確認プロセスを改めて実施させていただく必要がございます。したがって、一部のお客様には本人確認書類の再提示等をお願いする場合もあり、ご不便とご迷惑をおかけすることを深くお詫び申し上げます。当社は、本措置により法令遵守の徹底と健全な取引環境の構築を図ってまいりますので、何卒ご理解とご協力のほど改めてお願い申し上げます。

なお当社は、既存のお客様への本人確認状況の再点検が完了し、かつ、内部管理体制強化が整うまでの間、新規のお客様によるアカウント作成を自主的に一時停止させていただきます。当社サービスのご利用を新たにご検討いただいておりますお客様には大変ご迷惑をおかけしますことを、謹んでお詫び申し上げます。

当社経営陣以下社員一同が、今回の業務改善命令を真摯に受け止め、このような事態が二度と起きないように再発防止策を策定し、改善プランを着実に実施いたします。また全社を挙げて、関係法令の遵守と一層の管理体制強化を徹底し、お客様の信頼回復に努めてまいります。

なお、改善プランの実施状況や新規申込受付の再開目途については、適宜、当社のホームページにおいてお知らせするとともに、既存のお客様に対する本人確認プロセス再実施のお願い事項については、今後、対象のお客様毎に個別にご連絡をさせていただきます。

## 記

### 【業務改善命令の内容】

- (1) 適正かつ確実な業務運営を確保するための以下の対応
  - ① 経営管理態勢の抜本的な見直し
  - ② マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に係るリスク管理態勢の構築
  - ③ 反社会的勢力等の排除に係る管理態勢の構築
  - ④ 利用者財産の分別管理態勢及び帳簿書類の管理態勢の構築
  - ⑤ 利用者保護措置に係る管理態勢の構築
  - ⑥ システムリスク管理態勢の構築
  - ⑦ 利用者情報の安全管理を図るための管理態勢の構築
  - ⑧ 利用者からの苦情・相談に適切に対応するための管理態勢の構築
  - ⑨ 仮想通貨の新規取扱等に係るリスク管理態勢の構築
  - ⑩ 上記①から⑨の改善内容の適切性や実効性に関し第三者機関の検証を受けること
- (2) 上記(1)に関する業務改善計画を平成 30 年 7 月 23 日までに、書面で提出
- (3) 業務改善計画の実施完了までの間、1 ヶ月毎の進捗・実施状況を翌月 10 日までに、書面で報告

以上

### 【本リリースに関するお問い合わせ先】

株式会社 bitFlyer 広報担当

〒107-6208 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー8F

HP : <https://bitflyer.com> Contact : <https://bitflyer.com/ContactPage>